

離婚届を出された方へ

離婚届出に伴う氏名変更等により、区役所等で行う主な手続きをご案内します。
詳しくは、お住まいの担当窓口へおたずねください（名古屋市以外にお住まいの方は制度が異なることがあります）。

チェック	対象となる方	担当窓口	手 続 き な ど
☐	印鑑登録をされている方	市 民 課 1階⑤窓口 (支所は区民生活課)	婚姻中の氏の印鑑で登録されていた方は、氏の変更により自動的に登録が廃止されます。印鑑登録手帳をお返しく下さい。 必要な場合は、再度登録申請をしてください。
☐	通知カードの交付を受けている方		氏の変更をした方は、マイナンバーを証明する書類として使用できなくなります。
☐	マイナンバーカード(住基カードを含む)の交付を受けている方		氏の変更をした方は、新しい氏名を記載しますので、マイナンバーカード(住基カードを含む)をお持ちください(手続きには暗証番号の入力が必要です)。
☐	電子証明書の交付を受けている方		氏の変更に伴い、自動的に失効します。 再交付を希望する方は、マイナンバーカードをお持ちください(住基カードを利用した電子証明書の交付はできません)。
☐	住所変更をされる方		離婚届出では、自動的に住所は変更されません。 引越しや世帯に変更がある場合は、その事実があった日から14日以内に住民異動届出をしてください。
☐	婚姻中の氏へ変更されたい方		離婚の日から3か月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を届出ることにより変更できます。
☐	子と同一戸籍とすることを希望される方		15歳以上の子又は法定代理人が入籍届(家庭裁判所の許可が必要)を届出ることにより、同一の戸籍となります。詳細は担当窓口へおたずねください。
☐	国民健康保険に加入している方、新たに加入・脱退する方	保 険 年 金 課 1階⑥窓口 (支所は区民福祉課 保険・福祉医療・年金担当)	今後も引き続き加入される場合、氏名変更等の手続きがありますので、保険証、資格確認書または資格情報のお知らせをお持ちください。新たに加入・脱退される場合は手続きをしてください。詳しくは担当窓口へおたずねください。
☐	後期高齢者医療被保険者の方 (「75歳以上の方」と「65歳から74歳で一定の障害がある方」)		氏名変更の手続きがありますので、保険証、資格確認書等をお持ちください。
☐	・子ども医療証(子医療証) ・障害者医療証(障医療証) ・ひとり親家庭等医療証(親医療証) ・福祉給付金資格者証(福資格者証) をお持ちの方・申請される方		各医療証等の氏名変更などの手続きをしてください。これから申請される方は、担当窓口へおたずねください。
☐	年金制度に加入中の方	保 険 年 金 課 1階⑦窓口 (支所は区民福祉課 保険・福祉医療・年金担当)	第3号被保険者から第1号被保険者になる方は、担当窓口で加入の手続きをしてください。 第1号被保険者の方は、保険料の全額免除または納付猶予の承認を受け、翌年度以降も継続申請を希望する申出を行っている場合は、担当窓口または年金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出してください。 厚生年金に加入中の方や、加入したことがある方は、勤務先や最寄りの年金事務所へ必要な手続き(厚生年金の分割制度等)についてお問い合わせください。

オンライン申請 **名古屋市 電子申請 検索** ※個別の状況によっては、オンライン手続きができない場合があります。
(裏面もご覧ください)

チェック	対象となる方	担当窓口	手 続 き な ど
☐	年金受給中の方	保険年金課 1階⑦窓口 (支所は区民福祉課 保険・福祉医療・年金担当)	手続きが必要な場合がありますので、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。
☐	・介護保険証、介護保険負担割合証 ・各種減額認定証等 をお持ちの方	福祉課 1階⑨窓口 (支所は区民福祉課 高齢福祉・介護保険担当)	氏名変更の手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
☐	・敬老優待カード(敬老手帳) ・敬老パス をお持ちの方		
☐	・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・愛知県在宅重度障害者手当 ・外国人障害者給付金 を受けている方		
☐	・身体障害者手帳 ・愛護手帳(療育手帳) ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療(更生医療)受給者証 ・自立支援医療(精神通院医療)受給者証 ・特定医療費受給者証(指定難病) ・移動支援・地域活動支援受給者証 ・通所受給者証 をお持ちの方	福祉課 1階⑪窓口 (支所は区民福祉課 障害福祉担当)	氏名変更等の手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
☐	児童手当を受けている方、受給資格者が変わる方 (18歳年度末までのお子様を養育されている方)	民生子ども課 2階①窓口 (支所は区民福祉課 保護・子ども担当) ※公務員も出向等により市区町村への申請となる場合がありますので必ず勤務先で確認してください。	氏名変更の手続き、新たな請求手続き、手当の消滅手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
☐	保育所等を利用している方		氏名変更等の手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
☐	・児童扶養手当 ・市ひとり親家庭手当 ・愛知県遺児手当 (18歳になった年度の末日までのお子様を養育されている方) を申請される方	民生子ども課 2階①窓口 (支所は区民福祉課 保護・子ども担当)	受給要件については、担当窓口へおたずねください。
☐	二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車を所有している方		愛知運輸支局で氏名変更等の手続きが必要です。
☐	三輪以上の軽自動車を所有している方		一般社団法人全国軽自動車協会連合会愛知事務所で氏名変更等の手続きが必要です。

※住民票の変更(住所地以外での届出時)及び本籍地での戸籍の記載には、約1週間を要します。離婚後の戸籍謄本等が必要な場合は、本籍地等へ届出内容をお伝えの上、ご確認ください。

※上記以外の手続きが必要な場合があります。詳細は担当窓口へおたずねください。

- 未成年の子がいる場合に父母が協議離婚をするときは、「親子交流（面会交流）」や「養育費の分担」など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- 養育費や親子交流（面会交流）に関するご相談は・・・

養育費相談 相談員が養育費や親子交流（面会交流）に関する相談に応じます。必要に応じて、司法書士等が面接相談、書類作成のお手伝い、同行による支援を行います。

養育費相談専用電話（愛知母子・父子福祉センター内）

電話 915-8816 平日 10時～16時（祝日、年末年始除く）

養育費等相談支援センター

電話 0120-965-419（携帯電話からは 03-3980-4108 へご連絡ください）

平日（水曜日を除く）10時～20時 水曜日（祝日除く）12時～22時 土／祝日 10時～18時

詳しくは、民生子ども課・区民福祉課で配布する『ひとり親家庭等サポートブック』をご覧ください。
～名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課 電話 972-2522 ～

このチラシは令和7年4月時点のものです。

- 未成年の子がいる場合に父母が協議離婚をするときは、「親子交流（面会交流）」や「養育費の分担」など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- 養育費や親子交流（面会交流）に関するご相談は・・・

養育費相談 相談員が養育費や親子交流（面会交流）に関する相談に応じます。必要に応じて、司法書士等が面接相談、書類作成のお手伝い、同行による支援を行います。

養育費相談専用電話（愛知母子・父子福祉センター内）

電話 915-8816 平日 10時～16時（祝日、年末年始除く）

養育費等相談支援センター

電話 0120-965-419（携帯電話からは 03-3980-4108 へご連絡ください）

平日（水曜日を除く）10時～20時 水曜日（祝日除く）12時～22時 土／祝日 10時～18時

詳しくは、民生子ども課・区民福祉課で配布する『ひとり親家庭等サポートブック』をご覧ください。
～名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課 電話 972-2522 ～

このチラシは令和7年4月時点のものです。